

経済産業省

○国土交通省告示第一号

環境省

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上の層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成二十四年国土交通省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年九月二十五日

経済産業省  
環境省

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

Ⅰ. の第1及び第2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第1から別表第7までを削る。

## 附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。